

県立病院のあり方検討に関する論点（事務局案）

I 医療機能の見直し関連

- 1 各県立病院が担う医療機能及び医療の提供体制（診療科目、病床数等）のうち、廃止・縮小した場合でも、圏域内の他の病院等による代替が可能で、かつ、県立病院が提供すべき他の医療機能等を確保する上で支障とならない医療機能等について
- 2 南部医療センター・こども医療センターの救急医療機能のあり方について
- 3 上記2で見直しを実施する場合、南部医療センター・こども医療センターの医療機能のあり方について

II 経営形態の見直し関連

- 1 経営形態のあり方を検討するに当たっての判断基準について
- 2 上記の判断基準を踏まえ、民間譲渡又は指定管理者制度の導入が適当である県立病院について

- 3 民間譲渡又は指定管理者制度の導入が適当ではないと判断された県立病院について、民間的経営手法を導入して経営を効率化するため、県が設立する地方独立行政法人により運営することについて
- 4 県立病院（附属診療所を含む。）への地元市町村の経営参画について

Ⅲ 南部保健医療圏の公立病院等の再編・ネットワーク化

南部医療圏に所在する南部医療センター・こども医療センターと那覇市立病院について、医療資源の効率的な配置を実現する観点から、病院機能を再編成する必要性について

経営形態の検討フローと判断基準（案）

